

【参考資料1】他府県基準策定状況

①全体概要



府県名	促進区域の設定に関する基準を定める計画の名称	策定期期	対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類					備考
			太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	
岩手県	第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（別冊）	R5.3	○	○	—	—	—	
宮城県	みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略	R5.3	○	○	○	○	○	区域分けのみ・環境配慮事項なし
福島県	福島県気候変動対策推進計画（別冊）	R5.3	○	○	—	—	—	
茨城県	茨城県地球温暖化対策実行計画	R5.3	○	○	—	—	○	
埼玉県	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）	R5.3	○	—	—	—	—	入間市が促進区域設定済
富山県	富山県カーボンニュートラル戦略（別冊）	R5.3	○	○	○	—	○	富山市が促進区域設定済
長野県	長野県ゼロカーボン戦略（別冊）	R4.5	○	—	—	—	—	箕輪町が促進区域設定済
三重県	三重県地球温暖化対策総合計画	R5.3	○	—	—	—	—	
愛知県	あいち地球温暖化防止戦略2030（別冊）	R5.3	○	○	—	—	—	
大阪府	大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（別冊）	R5.7	○	—	—	—	—	
京都府	京都府地球温暖化対策推進計画（別冊）	R5.3	○	○	—	—	—	
広島県	第3次広島県地球温暖化防止地域計画（別冊）	R5.3	○	—	○	—	○	
山口県	山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）（別冊）	R5.3	○	—	—	—	—	
徳島県	徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）（別冊）	R4.7	○	—	—	—	—	阿南市が促進区域設定済
高知県	高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（別冊）	R5.2	○	○	○	—	○	
福岡県	福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）（別冊）	R5.3	○	○	—	—	○	福岡市が促進区域設定済
長崎県	第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画（別冊）	R5.3	○	○	—	—	—	
鹿児島県	鹿児島県地球温暖化対策実行計画（別冊）	R5.3	○	○	—	—	—	
計			18	11	4	1	6	

■ 共通する区域分け

該当する区域	概要
自然公園法及び自然公園条例に基づく特別地域及び普通地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11府県が、国の基準に上乗せして第2・3種特別地域を「促進区域に含めることが適切でない区域」としている ・ 14府県が、自然公園条例に基づく第1～3種特別地域を「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。
自然環境保全条例に基づく区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての府県が「特別地区」を「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。 ・ 7府県が、「普通地区」を「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。
砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜値崩落危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16府県が「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。
農用地区域・甲種農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10府県が「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。

■ 特徴的な区域分け

府県名	特徴的な区域分け
岩手県	「カモシカ保護地域」を「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。
埼玉県	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく「ふるさと緑の景観地」は「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。
高知県	「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に基づく重点地域（四万十川の生態系や景観保全に特に重要な地域）及び「高知県うみがめ保護条例」の生息地等保護区（うみがめの上陸及び産卵実績がある地域）を「促進区域に含めることが適切でない区域」としている。

■ 共通する環境配慮事項

項目	環境配慮事項の内容
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集すべき情報：保全対象施設（学校・病院等）の位置 ・ 配慮の考え方：発電設備に囲いを設置する等防音対策を講じること
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集すべき情報：砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ・ 配慮の考え方：発電施設の設置により災害の影響が助長、誘発されないこと
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集すべき情報：国内希少野生動植物種の生息生育情報、国・県レッドリスト掲載種の生息生育情報 ・ 配慮の考え方：特定植物群落及びレッドリスト掲載種の生息地は原則として事業区域に含めないこと
植物の重要な種及び重要な群落への影響	

■ 特徴的な環境配慮事項

府県名	特徴的な環境配慮事項
富山県	「とやまビューポイント」（富山県が指定する眺望点）で事業を行う場合は「景観との調和に配慮した施設とするなど、必要な措置を講じること」とする
徳島県	遍路道を「慎重な検討を要する区域」とし、促進区域に設定する場合には、「事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること」とする
鹿児島県	渡り鳥の移動ルート、集結地を「慎重な検討を要する区域」とし、風力発電事業を行う場合は、「風車の羽に彩色を施すなど衝突リスクの低減を図ること」、「渡りの時期の荒天時にはライトアップを控えること」とする

④複数の種類の施設について基準を定めている場合の施設の種類ごとの内容の違い

府県名	対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類	区域分けの概要
福島県	太陽光・風力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画対象民有林の区域分け 太陽光はすべて「促進区域に含めることが適切でない区域」 風力は保安林のみが「促進区域に含めることが適切でない区域」
富山県	太陽光・風力・水力・バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法・自然公園条例に基づく地域の区域分け 太陽光・風力・バイオマス第2種特別地域まで「促進区域にする事が適切でない区域」 水力は第1種特別地域のみ「促進区域に含めることが適切でない区域」 ・砂防指定地及び河川区域の区域分け 太陽光・風力・バイオマスは「促進区域に含めることが適切でない区域」 水力は「促進区域に設定するに当たり配慮が必要な区域」
愛知県	太陽光・風力	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園条例に基づく地域の区域分け 太陽光は第1～3種特別地域が「促進区域に含めることが適切でない区域」 風力は第1種特別地域のみ「促進区域に含めることが適切でない区域」
高知県	太陽光・風力・水力・バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に基づく要措置区域の区域分け 太陽光・風力のみ「促進区域に含めることが適切でない区域」 ・電波法に基づく伝搬障害防止区域の区域分け 太陽光以外は「促進区域に含めることが適切でない区域」 ・温泉源及び可燃性ガスの連出が予想される区域 バイオマスのみ「促進区域に含めることが適切でない区域」
長崎県	太陽光・風力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画対象民有林の区域分け 太陽光のみ「促進区域に含めることが適切でない区域」

※岩手県（太陽光・風力）、宮城県（5種）、茨城県（太陽光・風力・バイオマス）、京都府（太陽光・風力）、広島県（太陽光・水力・バイオマス）、福岡県（太陽光・風力・バイオマス）、鹿児島県（太陽光・風力）はいずれの施設の種類の種類も同じ区域分け